第６次沖縄県国土利用計画（素案）　【未定稿】

※赤字部分は素案に対する各部局からの修正意見に対応した内容になります

※下線部は第１回幹事会の後に市町村等の意見を受けて追記修正した部分です。

＜目　次＞

第１章　県土の利用に関する基本構想 …… 2

１　県土利用の基本方針 …… 2

⑴　基本理念 …… 2

⑵　県土の特性 …… 2

⑶　県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題 …… 2

⑷　県土利用の基本方針 …… 5

２　地域類型別の県土利用の基本方向 …… 9

⑴　都市 …… 9

⑵　農山漁村 …… 10

⑶　自然維持地域 …… 11

３　利用区分別の県土利用の基本方向 …… 12

⑴　農地 …… 12

⑵　森林 …… 12

⑶　原野等 …… 13

⑷　水面・河川・水路 …… 13

⑸　道路（一般道路、農道及び林道） …… 13

⑹　宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地） …… 14

⑺　その他 …… 15

第２章　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 …… 18

２　地域別の概要 …… 21

第３章　第２章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 …… 30

１　公共の福祉の優先 …… 30

２　土地利用関連法制等の適切な運用 …… 30

３　土地の有効利用・転換の適正化 …… 30

４　県土の保全と安全性の確保 …… 33

５　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 …… 34

６　持続可能な県土の管理 …… 36

７　県土の県民的経営の推進 …… 38

８　県土に関する調査の推進 …… 38

９　計画の効果的な推進 …… 38

＜本文＞

第１章　県土の利用に関する基本構想

１　県土利用の基本方針

⑴　基本理念（国土利用計画法第２条）

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

⑵　県土の特性

本県は、本土と東南アジアのほぼ中間に位置し、東西約 1,000 ㎞、南北約 400 ㎞に及ぶ広大な海域に点在する 160 の島しょから構成される「海洋島しょ圏」であり、その海域の範囲は本州の３分の２に匹敵します。この広大な海域は、我が国の排他的経済水域（EEZ）及び海洋資源の確保、領空・領海の保全等に大きな役割を果たしています。

また、我が国でも稀な亜熱帯海洋性気候にあり、周辺をサンゴ礁に囲まれ、海域・陸域に多くの固有種を含む貴重な動植物が生息・生育するなど、他に類をみない自然環境的特性を有しています。

加えて、広大な米軍施設・区域の存在は、産業の振興、都市の形成、交通体系の構築等、県土の総合的かつ計画的な土地利用を進める上で大きな制約となっています。

⑶　県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化と課題を考慮する必要があります。

ア　社会状況の変化に伴う県土管理水準の維持及び向上

本県の総人口は、長らく増加基調で推移してきましたが、令和４年に初めて減少に転じて以降、減少が続いており、今後も人口の減少が見込まれています。とりわけ、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加、さらには人口の地域的な偏在が進展しており、これらの人口動態の変化は、県土の利用や管理に大きな影響を与えるものと考えられます。

また、入域観光客数については、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復基調にある一方、特定の地域や時期に旅行者が集中することによる、自然環境や住民生活への過度な負担、いわゆるオーバーツーリズムといった課題への対応が求められています。

既に人口減少等が進展している地域では、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等が増加しており、土地利用効率の低下や管理水準の低下が懸念されています。

農山漁村では、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念されます。

このような県土管理水準の低下や、人口偏在、入域観光客数等の増加に伴う都市化による県土利用の変化は、水源かん養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えています。また、土地境界が不明確な状況や人口流出・減少に伴う所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、円滑な土地利用に支障をきたすおそれもあります。

このため、人口動態の変動を見据えた県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。

取組を進める際には、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用をより一層推進していく必要があります。

イ　災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

本県は、地理的・地形的特性から、台風の常襲地域であることに加え、島の幅が狭く河川の流路延長が短いことなどから、自然災害を被りやすい脆弱な県土構造となっています。また、開発行為等に伴う赤土等の流出による河川・海域の水環境への影響も依然として課題となっています。

こうした状況に対し、施設整備等のハード対策に加え、ハザードマップの作成・周知や津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域の指定といったソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する必要があります。

また、地球温暖化等の気候変動の影響により、降雨量の増大や集中豪雨による水害の激甚化・頻発化が予測されており、土砂災害発生の危険度が高まることが懸念されています。一方、無降水日数の増加に伴う渇水被害の発生も懸念されています。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の制限や、より安全な地域への居住の誘導など、安全性を計画的に高めていく県土利用・管理への転換が急務となっています。

さらに、都市の密集市街地における地震等の発生時の対応や、農山漁村における県土管理水準低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されています。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土の強靭化の取組を県土利用・管理の観点からも進めていくことが重要です。

ウ　自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

本県は、多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を有しており、健全な状態で次世代に継承するため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を目指す必要があります。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、食料の安定供給、水源のかん養といった、県民の暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼします。

そのため、観光需要の高まりや社会資本整備等による様々な影響に配慮し、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要です。

加えて、国が宣言した「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、本県においても「脱炭素島しょ社会」の実現を目指し、再生可能エネルギー施策の促進や資源循環の推進、環境負荷の少ないまちづくり等に取り組む必要があります。

一方で、再生可能エネルギーの導入促進が求められるなか、太陽光パネルや風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっています。

また、人口の流出・減少等による土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた農山漁村等においては、自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念されています。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全・再生・創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承する観点からも重要です。

エ　米軍施設・区域の返還をめぐる状況と駐留軍用地跡地利用の推進

本県には、令和６年末時点で、県土の約８％を占める約 18,454 ヘクタール（31 施設）の米軍専用施設・区域があり、県土利用上の制約となっています。

米軍施設・区域を取り巻く状況として、平成８年 12 月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告において、返還が合意された米軍施設・区域約 5,002 ヘクタールのうち約 4,449 ヘクタールが返還済となっています。また、平成 25 年４月に公表した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」で、米軍施設・区域のうち、約 1,048 ヘクタールが返還されることが示され、令和６年度末時点で約 73 ヘクタールが返還済みとなっています。

本県の枢要部分を占有している駐留軍用地は、特に一つの都市圏を形成する中部圏域及び南部圏域においては、市街地を分断する形で広大な米軍基地が存在しており、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系、産業基盤の整備など地域の振興開発を図るうえで大きな制約となっています。

今後、返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地利用は、長きにわたる米軍施設・区域の存在により歪んだ本県の県土構造を再編する好機であり、自然環境や歴史的風土の保全・再生においても貴重な空間であるため、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出すことが課題となっています。

また、返還に当たっては、返還後速やかに事業に着手するため、返還前の早い段階からの駐留軍用地の立入りによる文化財調査、自然環境調査等の実施や地権者との合意形成を図るなど、跡地利用計画の早期策定に取り組む必要があります。

オ　新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の着実な推進

本県では、これまでの沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の推進により、社会資本の整備や観光・情報通信関連産業の振興など着実な成果が見られる一方、一人当たりの県民所得は依然として全国最下位の水準になるなど、自立経済の構築はなお道半ばにあります。

こうした状況に加え、経済の「零細性」「後進性」「従属性」といった構造的な課題や、生産、所得、雇用等の経済パフォーマンスでは全国との乖離が未だ残っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、「安全・安心の島」の実現や、強靭で持続可能な社会経済を構築することの重要性が改めて浮き彫りになりました。

これらの課題を乗り越え、「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成するためには、県内各圏域において情報通信基盤等の社会資本整備、産業振興、教育や医療の機会、県民生活の質等の均衡を図り、県土全体の発展を促すことが重要です。このため、北部振興や離島振興、さらに本島東海岸地域の活性化・発展を推進する必要があります。

本県が抱える固有の課題を解決し、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画を着実に推進していく上で、県土利用を総合的かつ計画的に行うことが極めて重要となります。

これらのア～オに共通して、デジタルを徹底活用した多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要です。

⑷　県土利用の基本方針

⑶で示した県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、本計画では、①地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理、②　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理、③健全な生態系の確保と景観の保全等によりつながる県土利用・管理、④駐留軍用地跡地利用の推進、⑤新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用の５つを基本方針の柱とします。

あわせて、これらの基本方針を支える横断的な視点として、⑥県土利用・管理 DX、⑦多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営に取り組むことで、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指します。

ア　地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効

利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要です。

[都市的土地利用]

地域の状況等も踏まえつつ、これまで蓄積されてきた社会資本の効率的利用の観点から、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大の抑制を図ります。集約化する中心部では、低未利用土地や空き家を有効活用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

また、都市のスポンジ化等により生じる空間を公園、緑地、市民農園、ビオトープなどの自然環境の再生の場等として活用し、豊かな緑と美しい景観を備えた都市の創出を推進します。

さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、これらの地域間のネットワークの充実により必要な機能を相互享受する取組を進めるほか、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進します。

[農林業的土地利用]

農地については、亜熱帯の地域特性を生かした生産性の高い活力ある農業の確立を目指し、生産供給体制を強化するため優良農地を確保するとともに、認定農業者等の担い手への集積・集約を進め、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を促進します。

森林については、県土の保全、水源のかん養などの多様な機能に加え、木材や特用林産物等の供給源として地域の経済活動にも深く関係しており、その多面的機能を持続的に活用するため、適切な整備・保全を図ります。

農地や森林が有する県土や自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能を持続的に発揮していくため、多様な主体の参画も得ながら良好な管理を確保し、荒廃農地や荒廃森林の発生防止と効率的な利用を進めます。

[自然的土地利用]

野生の動植物が生息・生育するなど優れた自然条件を有している海浜や湿地などの水辺空間又は森林や草原などの陸域については、特定外来生物等の侵入防止を図るとともに、生態系及び景観の維持などの観点からその保全を基本とし、劣化している場合にはその再生に取り組みます。

水循環については、上記の土地利用を通じて都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地及び森林の適切な管理など流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図り、地下水及び地域水源の保全を進めます。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口動態の変化に伴い今後も一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮のもとで計画的に行うことが重要です。

また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、景観との調和や斜面地における災害リスク、将来的な施設の放置等の地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、関係法令等を遵守した上で、周辺の土地利用状況や地形地質、自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る必要があります。

イ　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理については、防災施設の整備や代替施設の確保等のハード対策と防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要です。

そのため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能や居住の誘導を図ります。

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす行政の中枢、災害対応拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保します。あわせて、災害時の避難や復旧・復興の備えとして、オープンスペースの確保に努めます。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していきます。

ウ　健全な生態系の確保と景観の保全等によりつながる県土利用・管理

本県が有する緑豊かな島々やサンゴ礁が発達した海域、マングローブ林が広がる河口域など、多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代に継承するため「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現に向けた県土利用に取り組みます。

そのため、気候変動による影響も考慮しつつ自然環境の保全・再生を進め、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保

全と持続可能な利用を重視し、保護地域の拡大・管理強化や土地・海域利用による生物多様性への負荷軽減と自然再生に取り組みます。

その際、自然環境が有する多様な機能を社会資本整備や土地利用に活用する「グリーンインフラ」（社会資本整備等に自然環境機能を組み込む取組）の取組によって、地域の社会課題解決を図ることが重要です。

また、地域における脱炭素社会の実現に向けて、地域資源を活用したバイオマス等の循環利用に努めるとともに、これらの資源を生み出す農山漁村等の良好な管理と、そこに根ざした資源の利活用に係る知恵や技術の継承を図ります。

さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、都市から地方や離島地域への移住など地域間の対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化します。

これらに加え、美しい集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」等の地域に残る歴史的価値のある文化遺産など、個性豊かな美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進めます。

エ　駐留軍用地跡地利用の推進

返還後の駐留軍用地の跡地は、今後の本県の振興・発展において大きな可能性を持つ空間であるとともに、自然環境や歴史的風土の保全・再生においても貴重な空間であるため、圏域の枠を超えた広域的な観点から総合調整を行い、潜在する多様な発展可能性を最大限に引き出す必要があります。

このため、駐留軍用地の各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用を行うため、広域的かつ総合的なビジョンの下、県土構造の再編につながる戦略的な跡地利用を推進します。加えて、駐留軍用地の返還後、速やかに事業着手するため、駐留軍用地跡地利用計画の策定推進と公共用地の先行取得を推進します。

オ　新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の基本理念を実現するため、以下の県土利用方針を展開します。

人と環境に優しいまちづくりを推進するため、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、その周辺や公共交通の沿線等へ居住の誘導が図られるよう市町村の取組を促進し、コンパクトなまちづくりを図ります。あわせて、誰もが安全で快適に暮らせるよう、公共空間におけるユニバーサルデザインの導入に取り組みます。

また、県土の均衡ある発展を支えるため、陸・海・空の各交通モードが円滑に連携するシームレスな交通体系の構築が不可欠です。このため、人流・物流の拠点となる空港・港湾機能の強化を図るとともに、広域的な交通網の整備による抜本的な対策として、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網（ハシゴ道路）、空港・

港湾へのアクセス強化に資する重要物流道路や那覇都市圏の交通容量拡大、交通経路分散に寄与する２環状７放射道路の整備など体系的な幹線道路ネットワークの構築や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入実現など社会資本の整備やネットワーク機能の強化を戦略的に展開します。

カ　県土利用・管理 DX

適正な県土利用・管理を推進するにあたっては、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することが重要です。

このため、地理空間情報等のデジタル技術を徹底的に活用し、県土の状況の「見える化」や、まちづくり、農林水産業等の各分野における課題解決を推進することにより、県土の利用・管理の効率化・高度化を図ります。

その際、粗放的な管理や最小限の管理といった効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープンデータ化やデータ連携基盤の活用を促進します。あわせて、AI やドローン等の新技術も活用し、適切な維持管理や更新等による社会基盤の長寿命化に取り組みます。

キ　多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営

人口減少等を背景に、所有者による土地管理を基本としつつも、それだけでは県土全体の良好な状態を維持することが困難となる中、適正な県土利用・管理を推進するためには、地域の発意と合意形成を基礎として、地域住民、NPO、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進することが重要です。

このため、多様な主体が連携して地域の課題解決に取り組む体制づくりや、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進します。あわせて、二地域居住者等を含む関係人口の拡大に加え、本県への関心が高い観光客等の地域との関わりを深化させることを通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う「県土の県民的経営」を推進します。

２　地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、「都市」、「農山漁村」及び「自然維持地域」の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。

なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要です。

⑴　都市

都市については、本県の人口が減少局面に移行する中、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用し、環境負荷が小さく、安全で暮らしやすい持続可能な都市構造へと転換していくことが求められます。

しかし、車社会の進展や郊外への大型店舗等の立地により、中心市街地の空洞化や都市の活力低下が依然として課題となっています。

こうした状況を踏まえ、土地本来の災害リスクを考慮しつつ、既成市街地の質の向上を図るとともに、誰もが歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。

このため、都市における県土利用の基本方向は次のとおりとします。

既成市街地においては、官民一体で街路や公園等の公共空間の整備に取り組みます。また、教育、医療・福祉、商業、文化などの施設の再配置などを促進し、居住環境の整備と充実化を推進します。その際、都市の中心部や公共交通沿線等の生活拠点へ集約化し、郊外への市街地の無秩序な拡大を抑制します。集約化を図る区域では、低未利用土地や空き家等を有効活用し、市街地の活性化と土地利用の効率化を推進します。

幹線道路網の整備や鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入等により、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

あわせて、大型 MICE 施設を核として、周辺に宿泊・集客施設等の立地を促し、交通利便性の確保や沖縄コンベンションセンターや万国津梁館等の既存施設との連携を図り、MICE を中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。

災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等を進めます。また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性を向上させるとともに、より安全な地域に集約を図るよう誘導します。

さらに、地下水も含めた健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を目指します。

また、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図ります。

なお、新たな土地需要に対しては、既存の低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林等の自然的土地利用からの転換は抑制します。

⑵ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、伝統文化の継承、さらには水源のかん養や県土の保全といった、県民全体の生活を支える多様で重要な機能を有しています。

しかし、多くの地域で都市への人口流出や高齢化により、担い手不足による農林水産業の活力低下や集落機能の維持が困難になるなど、その存続が危ぶまれる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、農林水産業の持続的発展の基盤となる農山漁村が県民共有の財産であるという認識のもと、地域経営の中心的役割を担う集落や地域コミュニティの維持や生活・生産基盤の整備を図るとともに、農林水産物やバイオマス等の多様な

地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等により地域産業に適合した諸産業の導入等を進める必要があります。

生活道路や上下水道等の生活基盤と、農業水利施設等の生産基盤を計画的に整備・更新するとともに、安全・安心を確保する防災・減災対策を推進し、生活環境及び生産環境の向上を図ります。

また、生活サービス等の維持が困難になると見込まれる集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動の場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通ネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進め、集落機能の維持を図ります。

地域の基幹産業である農林水産業については、観光リゾート産業や福祉等の他分野と連携し、体験・観光型施設や魅力ある特産品開発など６次産業化に取り組みます。さらに、森林空間を健康・観光・教育等の分野で活用する「森林サービス産業」の育成にも取り組みます。

持続可能な農林水産業を通じて、生物多様性の保全に貢献する里地里山や沿岸域等の適切な管理を推進します。また、健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、鳥獣被害への対応、森林資源の適切な整備及び保全等を通じて、集落を維持し、美しい景観の保全・創出を図ります。

⑶　自然維持地域

自然維持地域は、沖縄本島北部及び西表島に代表される世界自然遺産登録地をはじめ、多くの固有種・固有亜種・固有変種が生息・生育する多様な生態系、サンゴ礁が広がる美しい海域など、世界に誇るべき貴重な財産です。これらの自然環境は、県民の生活や文化の基盤であるとともに、そのものが重要な観光資源でもあります。

しかし、本県が大小の島々から構成される島しょ県であることから、その自然環境は環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性を持っており、開発行為や外来種の侵入、さらには地球温暖化に伴う気候変動等により、その生態系は常に脅威にさらされています。

こうした状況を踏まえ、自然環境が持つ価値と脆弱性を深く認識し、その恵みを将来世代へ継承していくため、保全・再生を基本としつつ、持続可能な利用との両立を図ります。

このため、自然維持地域における県土利用の基本方向は、次のとおりとします。

自然維持地域は、都市や農山漁村を含めた県土の生態系ネットワークを形成する上で、中核的な役割を果たすことから、陸域・水辺環境の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保を図ります。

特に、世界自然遺産登録地や国立公園等の保護地域は、厳格な保全と管理の質の向上を図ります。また、経済活動等により失われた沖縄らしい自然環境については、その再生に積極的に取り組みます。あわせて、これまで地域で維持されてきた湧水周辺やグスク周辺等の自然・歴史的環境の現状維持及び適切な管理に努めます。

その際、特定外来生物等や野生鳥獣による生態系への被害を防止するため、侵入防止対策や計画的な防除を推進するとともに、自然環境データの整備等による対策を総合的に進めます。

さらに、自然環境が持つ多様な機能を損なうことのないよう、自然環境が受け止められる範囲（環境容量）の考えを基本に、自然と共生できる適正な利用を図ります。自然体験・学習等の自然とのふれあいの場等としての利用を図ることで、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

３　利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本的方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、県土利用の基本方針で示した横断的な観点や相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理が実現できるよう調整を行う必要があります。

⑴　農地

農地については、亜熱帯性気候等の特性を生かし、生産性の高い活力ある農業の確立を目指し、必要な優良農地の確保と整備を図ります。また、不要不急な農地からの土地利用転換を抑制し、良好な管理の継続を通じて、県土保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。

農業地域の保全及び形成に当たっては、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意することが重要です。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化や大区画化等の生産基盤整備を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援します。

さらに、スマート農業の加速化による生産性の向上とともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立を図ります。

中山間地域等の条件不利地域では、荒廃農地の発生を抑制するため、地域の実情に応じた多様な主体による役割分担を検討し、農地の保全及び再生を促進します。

また、既成市街地内の農地については、良好な都市環境の形成や災害時の防災空間としての機能も有することから、計画的な保全と利用を図ります。

⑵　森林

森林については、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材・特用林産物生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し、重要な役割を果たすことから、適正な森林の整備及び保全を推進します。

森林の持つ機能に応じて、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林については、適正な保護及び保全を図ります。また、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の整備及び保全を推進します。なお、森林の整備・保全に当たっては、行政だけでなく、NPO や企業など多様な主体による活動を促進します。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地等として積極的な整備及び保全を図ります。農山漁村の集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、自然とのふれあいを求めるといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

二酸化炭素（CO2）の吸収源としての役割を強化するため、森林資源の循環利用を進めるとともに、県民、企業、市町村、関係団体など多様な主体によるカーボン・オフセットの活用を促進します。

また、県産材の利用や特用林産物の安定生産などを通じた資源の循環的利用を推進し、持続可能な林業の振興を図ります。

⑶　原野等

原野等のうち、湿原、草原など、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合には、その再生に努めます。

その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

⑷　水面・河川・水路

水面・河川・水路については、安全性の確保や安定した水供給のための水資源開発、河川改修や農業水利施設等の整備に必要な用地の確保を図ります。あわせて、既存施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な活用を推進します。

また、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラ等の取組を推進するため、河川の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図ります。

さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図ります。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善など多様な機能の維持・向上を図ります。

⑸　道路

ア　一般道路

一般道路については、増加する交通需要や多様化するニーズに対応するためには、一層の体系的な整備とその質的向上が必要です。このため、広域的な交通網の整備に

よる抜本的な対策として、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹線道路網（ハシゴ道路）、空港・港湾へのアクセス強化に資する重要物流道路や那覇都市圏の交通容量拡大、交通経路分散に寄与する２環状７放射道路の整備など体系的な幹線道路ネットワークの構築に取り組みます。

また、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び地域の暮らしや産業を支える基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図ります。あわせて、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を推進します。

その整備及び維持管理に当たっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、希少な動植物の保全など周辺の自然環境にも十分配慮します。特に、市街地においては、歩いて暮らせる環境づくりの観点から、歩行空間の整備や無電柱化の取組、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

イ　農道及び林道

農道及び林道については、農作業の生産性向上と農地・森林の適正な管理に資するため、農道網や林道網に必要な用地の確保を図ります。

老朽化した施設の再編・強靭化など、既存施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

また、整備及び維持管理に当たっては、自然環境の保全に十分に配慮します。

なお、国立公園指定地域内の道路については、利用者の安全確保のため注意啓発看板や距離標の設置等を含む維持管理に努めます。

⑹　宅地

ア　住宅地

人口動態や高齢化等の変化に対応した秩序ある市街地形成や地域特性に応じた良好な住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境の形成を推進します。

その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

住宅地の整備に際しては、自然環境に配慮するとともに、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。

また、市街地内に点在する低未利用土地を有効活用したゆとりや潤いのある都市空間の創出を推進します。

なお、住宅地への太陽光発電設備の設置に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に配慮するとともに、特に斜面地等における地すべり等の災害リスクの防止、将来の設備撤去等に向けた適切な措置に配慮します。

イ　工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な工業用地の確保を図ります。

また、工場移転や業種転換等に伴って生じる跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。

さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生息地となっている場合はその保全に配慮するなど、企業等による自主的な環境保全等への取組を促進します。

ウ　その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、事務所・店舗用地に必要な用地の確保を図ります。その際、これまで蓄積されてきた居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用及び空き家・空き店舗等の有効利用を促進します。

また、大型 MICE 施設や大型リゾート施設、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や景観との調和を考慮し、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を尊重した適正な立地を確保します。

さらに、公共施設については、建替え等の機会を捉え、災害リスクに配慮しつつ中心部等への立地を促進することにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約を図ります。

⑺　その他

ア　公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設は、県民生活を支える上で重要な役割を担っています。このため、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、空き家・空き店舗等の活用やまちなか立地に配慮します。

特に、過疎・離島地域においては、定住条件の整備に不可欠な空港及び港湾の機能維持・強化のため、環境保全に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。

また、本県の歴史的・文化的背景から散在している墓地については、土地の有効利用の観点から、可能な限り集約化を図ります。

イ　レクリエーション用地

ビーチ、ゴルフ場、キャンプ場等のレクリエーション用地は、観光振興や自然との触れ合いを求める県民のニーズを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、計画的な整備と有効利用を進めます。その際、施設の適正な配置とその広域的な利用に配慮するとともに、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等も含め、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

ウ　低未利用土地

都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地として適切に再利用を図るほか、公共施設用地や避難地などの防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。

一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて、森林等新たな生産の場としての活用や工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への誘導を図ります。

エ　沿岸域

本県の周辺海域は、黒潮が北上する熱帯海域で、多様性に富むサンゴ礁が発達しており、海岸線には白い砂浜が広がり、青い空と相まって世界有数の海岸景観を誇ります。広大な海域に多数の島々が点在する本県にとって、沿岸域は、希少な動植物の生息・生育地として、また、余暇や伝統行事の場といった、県民の生活や生産活動のためのかけがえのない資産となっています。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的な視点での総合的利用を図ります。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

また、漁港施設等については、水産業や漁村地域の振興等に資するため、適切な管理や整備、有効活用を推進します。

加えて、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO2吸収源として期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに、良好な景観の保全・再生・創出を推進します。

あわせて、本県の海域が日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など国家的利益の確保に貢献している重要性を踏まえ、漂着・漂流・海底ごみ対策の推進に努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。

オ　米軍施設・区域

米軍施設・区域で返還が予定されている大規模な駐留軍用地は、本県の新たな発展のための貴重な空間であり、当該跡地の有効利用は、県土における広大な駐留軍用地の存在に起因する都市構造の歪みを是正し、県民の安全・安心と良好な生活環境の回復に向けた県土構造の再編につながる大きなインパクトを有しています。

都市的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、都市機能の計画的再配置・高度化及び諸産業基盤の整備を進めます。

農林業的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進します。

自然的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、自然環境保全を基本とし、希少な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を推進します。

なお、その利用に当たっては、周辺の土地利用との調整を図りつつ、自然環境に十分配慮し、適切な土地利用に努めます。

第２章　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

⑴　計画の目標年次は令和 19 年、基準年次は令和６年とします。

⑵　県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和 19 年において、それぞれ約 144 万人、約 68 万世帯と想定します。

⑶　県土の利用区分は、農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の７区分の地目別区分とします。

⑷　利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用状況及び将来の想定される利用状況を基本に、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い推計します。そのため、各個別計画で示されている目標値や各種見通し等とは異なる場合があります。

⑸　県土の利用の基本構想に基づく令和 19 年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

※令和 19 年の規模目標欄については、関係機関への照会により変動の可能性あり

表１　県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

利用区分＼年次	令和6年 (ha)	令和19年 (ha)	構成比 令和6年 (%)	構成比 令和19年 (%)	差 (R19−R6) (ha)	増減率 (R19−R6) (%)
農地	35,900	32,032	15.7	14.0	▲ 3868	▲ 10.8
森林	106,248	105,558	46.6	46.3	▲ 690	▲ 0.6
原野等	6,539	6,539	2.9	2.9	0	0.0
水面・河川・水路	3,425	3,539	1.5	1.6	114	3.3
道路	11,851	12,285	5.2	5.4	434	3.7
宅地	16,988	18,550	7.4	8.1	1562	9.2
住宅地	11,024	11,510	4.8	5.0	487	4.4
工業用地	576	736	0.3	0.3	160	27.8
その他の宅地	5,389	6,304	2.4	2.8	916	17.0
その他	47,260	49,708	20.7	21.8	2448	5.2
合計	228,211	228,211	100.0	100.0	0	0.0

注（1）　道路は、一般道路、農道及び林道である。
（2）　構成比については、四捨五入の関係で、合計がそれぞれの内訳を合計したものと一致していない。

（参考）国の規模の目標

利用区分＼年次		令和２年（万ha）	令和15年（万ha）	構成比 令和２年（%）	構成比 令和15年（%）	増減（R15-R2）（万ha）	増減率（R15-R2）（%）
農地		437	414	11.6%	11.0%	-23	-5.3%
森林		2,503	2,510	66.2%	66.4%	7	0.3%
原野等		31	31	0.8%	0.8%	0	0.0%
水面・河川・水路		135	135	3.6%	3.6%	0	0.0%
道路		142	147	3.8%	3.9%	5	3.5%
宅地		197	198	5.2%	5.2%	1	0.5%
	住宅地	120	119	3.2%	3.1%	-1	-0.8%
	工業用地	16	17	0.4%	0.4%	1	6.3%
	その他の宅地	61	61	1.6%	1.6%	0	0.0%
その他		334	344	8.8%	9.1%	10	3.0%
合計		3,780	3,780	100.0%	100.0%	0	0.0%

注（１）令和2年の地目別区分は、国土交通省調べによる。

（２）道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

２　地域別の概要

⑴　地域の区分は、本県における自然的、経済的及び社会的条件を勘案し、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画の圏域区分に準じて、北部地域、中部地域、南部地域、宮古地域、八重山地域の５区分とします。

地域区分	構成市町村
北部地域（12）	名護市　国頭村　大宜味村　東村　今帰仁村　本部町 恩納村　宜野座村　金武町　伊江村　伊平屋村　伊是名村
中部地域（９）	宜野湾市　沖縄市　うるま市　読谷村　嘉手納町　北谷町 北中城村　中城村　西原町
南部地域（15）	那覇市　浦添市　糸満市　豊見城市　南城市　与那原町 南風原町　渡嘉敷村　座間味村　粟国村　渡名喜村 南大東村　北大東村　久米島町　八重瀬町
宮古地域（２）	宮古島市　多良間村
八重山地域（３）	石垣市　竹富町　与那国町

⑵　地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう定めるものとします。

⑶　計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法は１に準ずるものとし、令和 19 年における地域別人口を次のとおり想定します。

北部地域約 12.2 万人、中部地域約 53.1 万人、南部地域約 68.8 万人、
宮古地域約 5.1 万人、八重山地域約 5.1 万人

⑷　地域別の概要及び令和 19 年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。なお、以下の利用区分別の規模の目標については、⑶で想定した地域別の人口に関して変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要があります。

※令和 19 年の規模目標欄については、関係機関への照会により変動の可能性あり

表2 規模の目標の地域別の概要

（単位：ha）

年次／利用区分		本島北部地域	本島中部地域	本島南部地域	宮古地域	八重山地域
		上段（ ）：令和6年（基準年次） 中段：令和19年（目標年次） 下段：差（R19−R6）				
農地		(6,628) 5,367 ▲ 1,261	(1,923) 915 ▲ 1,008	(8,300) 7,699 ▲ 601	(11,481) 11,045 ▲ 436	(7,585) 7,006 ▲ 579
森林		(52,590) 52,323 ▲ 267	(4,209) 4,221 12	(9,020) 9,045 25	(3,713) 3,252 ▲ 461	(36,716) 36,717 1
原野等		(8) 8 0	(0) 0 0	(21) 21 0	(1,807) 1,807 0	(4,704) 4,704 0
水面・河川・水路		(1,499) 1,551 52	(365) 369 4	(576) 591 15	(216) 255 39	(769) 773 4
道路		(3,193) 3,222 29	(2,151) 2,242 91	(3,151) 3,256 105	(2,044) 2,257 213	(1,289) 1,308 19
宅地		(2,493) 2,771 278	(6,170) 6,724 554	(5,939) 6,276 337	(1,243) 1,461 218	(1,144) 1,318 174
	住宅地	(1,683) 1,758 75	(3,981) 4,157 176	(4,000) 4,177 177	(764) 798 34	(594) 620 26
	工業用地	(62) 83 21	(237) 252 15	(243) 353 110	(21) 29 8	(14) 19 5
	その他の宅地	(748) 930 182	(1,952) 2,315 363	(1,696) 1,746 50	(458) 634 176	(536) 679 143
その他		(16,137) 17,305 1,168	(11,564) 11,911 347	(10,429) 10,549 120	(2,086) 2,513 427	(7,038) 7,418 380
合計		82,547	26,382	37,437	22,590	59,244

注 (1) 数値は概数面積であり、一部の境界未定値は含んでいない。
(2) 四捨五入の関係で、合計値がそれぞれの内訳を積算したものと一致しない。

ア　北部地域

北部地域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町以北の沖縄本島北部とその周辺離島から構成されています。

イタジイを中心とする常緑広葉樹林が広がる「やんばるの森」は、沖縄本島の重要な水源地であるとともに、貴重な動植物が生息・生育し、世界自然遺産に登録されるなど、優れた自然環境を有しています。

美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国定公園にも指定されている西海岸地域においては、多くのリゾートホテルが建ち並び、本県を代表する観光地が形成されています。また、名桜大学や沖縄高専のほか、世界中から研究者が集う沖縄科学技術大学院大学（OIST）が立地し、地域の振興と科学技術の発展を担う人材育成が図られています。

一方で、名護市においては、若い世代の郊外への移動等による都市の活力低下が懸念されており、名護市より北の地域や離島においては、過疎化と高齢化が進んでいます。

沖縄島北部は亜熱帯地域特有の広大な森林を有していることから、「やんばる型森林業」の推進により、その特性を生かした木材及び特用林産物の生産、伝統工芸産業の産地形成、自然体験活動の場の提供等が期待されています。

ブセナ地区、恩納村の海岸線に代表される西海岸地域、カヌチャ地域等のリゾート施設と万国津梁館及び OIST をはじめ北部圏域に拠点を持つ県内学術研究機関の連携による MICE の誘致・受入れを図るとともに、宜野座村から金武町、中部圏域のうるま市に至る環金武湾地域における金武湾の特性や自然、文化を生かした健康保養をテーマとした滞在型観光等の取組を促進します。

また、地域内外の交流・連携を促進するため、名護東道路の延長整備に向けた取組、名護市以南における追加インターチェンジの新設など、ハシゴ道路ネットワークの拡充に向けた取組を推進し、円滑な交通ネットワークの構築を図ります。本部港については、クルーズ船の受け入れ体制の整備や物流機能の強化など港湾機能の強化を推進します。

OIST 等を核としたイノベーション・エコシステムの形成と国際的な研究ネットワークを構築するとともに、圏域内の観光地域・施設との連携による国際的な学術研究・観光拠点の形成に取り組みます。

さらに、北部訓練場跡地については、国や関係３村、関係団体と連携し、世界自然遺産登録地として普遍的価値を維持できるよう、自然環境の適切な保全・整備を推進します。あわせて、エコツーリズムの推進など、自然環境の保全と両立した持続可能な利用を図ります。

農業については、地域の特性を生かした生産振興を図り、農林水産物のブランド化に取り組むとともに、耕畜連携や環境への負荷低減を図るなど自然環境の保全と産業振興が両立する地域を形成します。また、かんがい施設や区画整理等の各種生産基

盤の整備を行うとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題に対する総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、特産品の高付加価値化、ブランド化及び観光産業等と連携した６次産業化の推進並びに農産加工施設の整備を図ります。また、漁港・漁場等の生産基盤施設については、計画的な維持更新を図ります。

さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図ります。

あわせて、公園・緑地、学術研究施設、情報通信関連施設、環境衛生施設、医療文化施設等といった生活を支える公用・公共用施設の整備が見込まれます。

これらの取組を進めるに当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、貴重な野生動植物を含む豊かで多様性に富んだ自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

イ　中部地域

中部地域は、沖縄本島中央部に位置する、３市３町３村で構成され、都市機能が集積しているほか、地域唯一の離島である津堅島や架橋で結ばれた伊計島等で構成され全体として台地と海岸低地からなり、地形、地質、植生環境とも、沖縄島北部及び南部の両方の要素を有するなど多様なものとなっています。また、全域が都市計画区域に指定されていますが、中央部の比較的平坦な土地を嘉手納飛行場や普天間飛行場等の広大な米軍施設・区域が占め、土地利用上の大きな制約となっています。

一方で、西海岸を中心に各種レクリエーション施設、リゾートホテル等が立地し、都市近郊型のビーチリゾートが形成され、東海岸には産業支援港湾としての中城湾港新港地区の整備や沖縄 IT 津梁パークの整備、スポーツコンベンション拠点の形成等が図られるなど、多様な機能を有しています。

しかし、大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展に伴い、中心市街地の衰退、慢性的な交通渋滞など様々な問題が発生しています。

沖縄本島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他地域が有する都市機能との整合を図りつつ、適切な補完関係の下、多様で国際色豊かなチャンプルー文化等を活用した高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図ります。また、中南部都市圏を一体の都市として捉え、今後の大規模な駐留軍用地の跡地利用と周辺市街地の一体的な整備を推進します。

東海岸地域においては、保全と開発の両立を図りながら、良好な居住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図ります。

西海岸地域においては、海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ等の集積を生かして観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を図ります。

また、駐留軍用地等の存在による空間的な制約を踏まえ、東西連絡や拠点都市間の移動の円滑化を図るため、沖縄西海岸道路の整備促進や県道 24 号線バイパス、宜野湾北中城線、浦添西原線等や、幸地インターチェンジ等の追加インターチェンジの整備を推進し、体系的な幹線道路網の構築を図ります。

本地域の駐留軍用地跡地については、都市的土地利用が想定される跡地においては、土地区画整理事業を行うことにより、公園や区画道路等の公共施設と宅地造成を同時に整備し、一体的なまちづくりを図ります。また、農業的土地利用が想定される跡地においては、公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の整備を図ります。

本地域における農業は、都市地域に近いという立地条件を生かした、野菜や花き等の都市近郊型農業を推進します。あわせて、エコファーマー等の育成を支援し、環境と調和した持続的な生産体制の構築を図るとともに、生産基盤の整備や農業水利施設の長寿命化や赤土等流出問題に対する総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図ります。また、漁港・漁場等の生産基盤施設については、計画的な維持更新を図ります。

このほか、公園・緑地や環境衛生施設等の生活を支える公用・公共用施設の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

ウ　南部地域

南部地域は、沖縄島南部及び慶良間諸島や久米島をはじめとする多様な離島から構成されています。沖縄島南部は丘陵・台地、離島は山地・丘陵又は台地・段丘等と様々な地形からなり、多様な地域性を有しています。また、離島においては、排他的経済水域の保全等の面で重要な役割を担っています。

本島南部の糸満市から浦添市まで市街地が連なり、那覇市より南では市街地と農山漁村が共存し、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど、県内外の交流拠点となっています。

一方で、那覇市を中心とする都市地域では、戦後に無秩序に形成された密集市街地や慢性的な交通渋滞といった都市問題が課題となっており、都市問題や防災等の観点を踏まえたまちづくりが求められています。また都市近郊地域において、交通アクセスの向上に伴う、今後人口増加が見込まれる東海岸地域等において、良好な住環境が求められています。離島地域では、高齢化や人口減少の進行等による地域活力の低下が大きな課題です。

南部地域においては、他地域との役割分担と連携を図りながら、国際交流都市機能や臨空・臨港都市機能など高度な都市機能を有する基幹都市圏の形成を図ります。離

島地域においては、健康・保養等をテーマとして人々に潤いを与える独自の空間構築による地域振興を推進するとともに、独特な魅力ある島内交通、島外交通の充実や地域特性を生かした農林水産業の振興等により、定住条件の整備を図ります。

都市では、計画的な土地利用に基づき住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地等の適正配置のもと、円滑な交通網の形成を推進するとともに、高齢化、国際化、情報化等の進展への対応、優れた景観の保全・創出並びに身近な生活環境の改善、質的向上、自然環境との調和のとれた総合的な整備を推進します。また、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた「誰一人取り残すことなく、すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い土地利用を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進します。

また、中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）においては、大型 MICE 施設整備を推進するとともに、宿泊施設や集客施設等の立地促進や利便性の高い交通環境の構築、オープンスペースのにぎわいやスマートシティーの形成など、MICE を中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。

農山漁村及び離島地域においては、良好な自然環境、営農環境と調和を図りながら、地域コミュニティの活力維持、集落景観の保全など、魅力的な田園農住地域の形成を目指します。厳しい人口減少に直面する離島地域においては、定住条件や集落機能の維持に向けて、離島振興を支える生活基盤の向上を図る基盤整備を推進するなど、地域実情に即した土地利用・管理の取組を推進します。

なお、人口や観光客数の増加に伴い、住宅地やホテル等の宅地需要が増加していますが、土地利用の不可逆性の観点から、農地や森林からの土地利用転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

本地域における農業は、地域特性を生かした都市近郊型農業の促進や環境保全型農業の拡大に取り組むとともに、拠点産地の体制強化・育成により生産拡大とブランド化を進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、湧水や雨水等の利用など南部の地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備と併せて農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題に対する総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図ります。また、漁港・漁場等の生産基盤施設については、計画的な維持更新を図ります。

このほか、拠点都市間の移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和に向けた体系的な幹線道路網の構築を図ります。また、ハシゴ道路ネットワークの構築に向けて、本島南北軸である那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道 329 号西原バイパス等の整備促進や、東西軸である南部東道路等の整備を推進します。

また、本地域における観光業については、良好な景観の形成や、環境保全と経済活動が共存するルールづくり、魅力ある風景づくり等を推進し、豊かで美しい観光・都

市空間の創出を図ります。加えて、観光地形成促進地域制度を活用し、魅力ある民間施設の整備促進を図ります。

このほか、公園・緑地や厚生福祉施設等の生活を支える公用・公共用施設の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

エ　宮古地域

宮古地域は、宮古島を中心に、伊良部大橋等の架橋により連結された島々と、多良間島等の離島から構成されています。隆起サンゴ礁からなる平坦な地形が特徴であり、飲料水や農業用水の多くを地下水に依存しています。

この地域は、美しいサンゴ礁の海や海浜景観など、恵まれた自然環境を生かしたマリンスポーツや観光が盛んです。また、環境モデル都市に選定され、再生可能エネルギーの導入を先駆的に進めてきた実績も有しています。

都市機能が集積する宮古島では、港を中心としてコンパクトな市街地が形成されてきましたが、郊外への大型店舗や住宅地の立地に伴う中心市街地の空洞化や、周辺離島等における過疎化・高齢化の進行が課題となっています。また、近年の入域観光客の急増は、地域活性化に寄与する一方で、自然環境や住民生活への負荷の増大も懸念されており、環境容量の視点も念頭に置いた持続可能な観光地づくりが求められています。

平良港と宮古空港を結ぶ軸線を都市の骨格軸に位置付けて、用途白地地域での無秩序な市街化を抑制し、都市軸上に位置する宮古島市の中心市街地の居住環境の改善を図り、中心市街地の活性化並びにまちなか居住を促進し、求心力と拠点性を高めます。その際、観光拠点のトゥリバー地区や市街地内の歴史・文化拠点と有機的に連結して、市街地の回遊性を高めます。

郊外部では、城辺、下地、上野の中心地区を地域拠点として周辺地域を含め、住民が安心して暮らせる土地利用を図るとともに、自然環境との調和に配慮し、都市拠点との間の連携・交流に資する基盤整備を促進します。

また、離島港湾施設において、海上交通の安全性・安定性の観点から、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を進めます。漁港・漁場等の生産基盤施設については、計画的な維持更新を図ります。

本地域における農業は、さとうきびやマンゴー等の生産振興を図るとともに、地下水への影響を考慮した資源循環型農業を推進します。あわせて、担い手への農地利用集積により経営規模の拡大を図り、地下ダム等の農業用水源の保全・整備と一体となったかんがい施設、区画整理等の生産基盤整備、農業水利施設の長寿命化や赤土等流出問題に対する総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。

さらに、農山漁村においては、グリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成するとともに、観光産業との連携や農林水産業の多面的機能の維持・発揮を図ります。

このほか、再生可能エネルギー導入のための諸条件の整備、水源かん養林、海岸防災林を含めた防風・防潮林などの森林の整備、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備等が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

オ　八重山地域

八重山地域は、石垣島を中心に、世界自然遺産に登録された西表島、日本最西端の与那国島など、大小 32 の島々からなる島しょ地域であり、広大な海域に点在する離島から構成され、我が国の排他的経済水域の保全等の面で重要な役割を担っています。

本地域は、石西礁湖をはじめとする広大なサンゴ礁や亜熱帯の原生林、マングローブ林など、多様性に富んだ世界水準の自然環境を有しています。

人口、産業及び都市機能が集中する石垣市は、地域の拠点として地域の島々を空路又は海路で結ぶ交通ネットワークの中心となっています。本地域は多くの有人離島を有していることから、住民生活に必要な路線の確保、維持及び改善に努めるとともに、割高な交通・生活コストの低減など、総合的な離島振興を図る必要があります。また、沖縄本島等への進学や就職による若年層の流出、過疎化と高齢化への対応等が求められています。さらに、近年の入域観光客の急増は、地域の活性化につながる一方で、自然環境や住民生活への負荷の増大が懸念されており、環境容量の視点も念頭に置いた持続可能な観光地づくりや適正利用のルールづくりが求められています。

石垣港を中心とする地域から、公用・公共用施設の整備が進む空港跡地を中心とする地域までを都市の骨格軸と位置づけ、中心市街地の拠点性を高めます。一方で、中心市街地の多くが津波災害警戒区域に指定されていることから、高台等のより安全な地域への居住誘導が課題となっています。このため、新市街地の形成が進む空港跡地の活用も図りながら、郊外への無秩序な市街化を抑制しつつ、計画的な土地利用を誘導します。

また、港湾の機能拡充を図るため、必要な整備を推進するとともに、高齢化の進行に対応するためユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を推進します。
漁港・漁場等の生産基盤施設については、計画的な維持更新を図ります。

郊外部及び周辺離島においては、都市的土地利用の生活拠点への集約化を図り、雄大な自然が残る緑地ゾーン、田園景観が広がる既存集落やレクリエーション拠点・リゾート拠点などを有機的に結び付け、周遊ルートの多様化を促進します。特に各離島

においては、特性と実情を踏まえ、離島地域の全ての住民が安心して暮らし続けるよう、定住条件の整備・向上を図っていきます。

なお、観光客数の増加によりホテル等の観光施設の需要が増加していますが、土地利用の不可逆性の観点から、農地や森林からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

本地域における農業は、亜熱帯性気候特有の自然条件を生かした品目が生産されており、生産施設や流通・販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の育成に重点的に取り組みます。また、かんがい施設や区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、既存施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進します。台風等の気象災害から農作物被害を防ぐため防風林整備や赤土流出問題の対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図ります。

このほか、公園・緑地や厚生福祉施設等の生活を支える公用・公共用施設の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

第３章　第２章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

本計画は、県や市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加及び各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

１　公共の福祉の優先

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

２　土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、市町村国土利用計画（以下、市町村計画という。）などの土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。

また、本計画を基本とする沖縄県土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため、市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた市町村等関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

なお、市町村においては、適正な土地利用を進めるうえで、地域の実情に即した市町村計画の策定及び運用が一層重要になることから、地方創生の観点も踏まえ、各市町村が当該計画を改定できるよう、必要な情報の提供や助言等を通じて、その取組を支援します。

３　土地の有効利用・転換の適正化

⑴　市街地における住宅地等の有効利用

市街地における所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を促進します。

特に、空き家等については、その発生予防に努めるとともに、実態把握を進め、空き家バンク等を活用した利活用の推進や所有者等による適切な管理の促進、倒壊等の著しい危険がある空き家の除却等を推進します。

また、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

さらに、密集住宅市街地の個別状況調査や権利者の意向調査などを実施し、地域の特性に応じた制度等の活用の検討を行い、健全な市街地形成に資する民間開発の適切な誘導を図ります。

⑵　道路空間の有効利用

道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。

⑶　工業用地の有効利用

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、税制優遇措置や支援制度などの独自の制度等を活用した企業誘致を推進します。

また、既存の工業団地における未分譲地や工場跡地等の有効利用を促進します。工業用地の利用に当たっては、周辺環境との調和を図るため、住工分離を基本とし、工業機能の集積を図りながら、地域社会との調和及び公害防止の徹底を図ります。

⑷　水面・河川・水路の有効利用

水面・河川・水路については、環境や景観に配慮した「多自然川づくり」を推進し、多様な生物の生息・生育環境としての機能の保全を図るとともに、地域の景観と一体となった魅力ある水辺空間の形成に努めます。

また、防災・減災に資する遊水地等の整備を進め、これらの自然環境が持つ多様な機能を教育の場として活用するなど、その価値の普及・啓発を推進します。

⑸　低未利用土地の有効利用

所有者不明土地の増加抑制に努めるとともに、増加が懸念される低未利用土地については、その特性に応じた有効利用を総合的に検討します。

空き家については、空き家バンク等による所有者と利用希望者の需給マッチングを図るとともに、長期優良住宅認定制度の活用や建物状況調査など住宅の品質確保に関する情報の周知・普及等を通じて、住宅の長寿命化を図り、既存住宅ストックの有効活用を進めます。

また、容積率が生かされていない市街地については、地区計画や高度利用地区の指定等を検討し、共同建て替えなどによる土地の高度利用を誘導します。

さらに、荒廃農地の実態把握に努め、農地中間管理機構の活用など、多様な手法による利活用の促進を図ります。

⑹　駐留軍用地跡地の有効利用

広域的かつ総合的なビジョンの下、県土全体の発展に資する戦略的な跡地利用を推進します。その際、国及び関係市町村と必要な協議・調整を図ります。

また、返還後の速やかな事業着手に向け、返還前の早い段階からの駐留軍用地への立入りによる文化財調査や自然環境調査等に取り組みます。あわせて、関係市町村による跡地利用計画の早期策定や、道路・公園等のための公共用地の先行取得を支援します。

⑺ 土地利用転換の基本的考え方

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況といった自然的・社会的条件等を総合的に勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

農地や森林等から宅地等への転換が続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制します。

あわせて、都市部の緑地が持つ防災機能など、グリーンインフラとしての多面的な価値も踏まえ、農地や森林等の有効利用を促進します。

⑻ 農地の有効利用及び利用転換

農地の有効利用については、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構が活用されやすいよう、広報活動の強化等に努めます。また、相続登記の義務化を契機とし、周知啓発を通じて相続未登記農地の発生防止を図ります。

農地の利用転換については、農産物生産の確保や農業経営の安定、地域景観・自然環境等への影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図ります。その際、優良農地が確保されるよう十分考慮するとともに、不要不急な転用を抑制し効率的な土地利用を図ります。

⑼ 森林の有効利用及び利用転換

森林については、森林法に基づき地域森林計画を策定し、地域的な特性に応じた適切な整備・保全及び林業の持続的かつ健全な発展を図ります。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を促進します。

森林の利用転換については、森林の持つ多面的な機能の維持に留意し、災害の発生や景観、自然環境に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。あわせて、開発行為の許可等の森林法制度の周知徹底を図り、地域の総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

⑽ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

⑾ 混在地における土地利用転換

農地等と宅地等の土地利用が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

また、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

⑿ 地方創生の観点からの土地利用転換

地方創生の観点から、交通利便性の向上等や地域産業の立地適正の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、選択的な土地利用の最適化を推進します。

４ 県土の保全と安全性の確保

⑴ 自然災害への対応

県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進します。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、土地本来の災害リスクや地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。

加えて、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進します。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、農業水利施設、工業用水施設、水道施設、下水道施設）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。特に土木構造物としてのダムの老朽化が著しいことから、長期的な視点に立った各ダムの長寿命化計画を策定し、効果的かつ効率的な維持管理を図ります。

⑵ 森林機能の向上

県土保全と安全性の確保に向け、森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図るため、地域森林計画の策定等を通じて、適切な保育、間伐などの森林整備を推進すると

ともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な配備及び保全管理を行います。

⑶　中枢管理機能・ライフライン等の安全性の向上

中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図ります。

また、市町村地域防災計画の拡充支援を図るとともに、沖縄本島の東海岸と西海岸の連携を進めること等により、県土レベルの多重性・代替性の確保に努めます。

⑷　都市の安全性の向上

都市における安全性を高めるため、市街地等において、浸水被害の軽減を図る治水施設等の整備、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進します。

特に、防災性の低い密集市街地においては、土地区画整理事業等により、区画道路の計画的配置、狭小道路の改善、計画的な公園・緑地の配置による防災避難所空間の創出を図ります。

また、危険地区を区域指定し、居住誘導区域から除外することが可能となる市町村立地適正化計画などの策定支援を推進します。

上記の措置を講ずるにあたり、開発行為を伴う場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法、沖縄県県土保全条例、沖縄県赤土等流出防止条例など、各種規制措置により適切に対処する必要があります。

5　自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

⑴　多様な自然環境の保全

高い価値を有する自然環境及び野生生物等の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、厳格な行為規制や保全活動等により適正な保全を図ります。

二次的自然については、適切な農林水産業、民間・NPO 等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の認定等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。

また、自然環境を保護する地域の選定方法や必要となる調査の内容・手続き等を検討するとともに、保護する地域の適正な配置・管理に努めます。

⑵ 生物多様性の確保等

森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。

また、野生鳥獣による被害防止対策や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進するとともに、マングースやタイワンハブ等の特定外来生物等による生態系への影響を抑えるための防除・侵入防止対策、並びにそれら防除手法の開発に努め、その他防除に必要な調査研究を推進します。その際、新・沖縄２１世紀ビジョン実施計画で定める評価指標と連携し、進捗管理に努めます。

さらに、自然生態系が有する防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

なお、陸域からの赤土等の流出防止を図るため、沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置の適切な運用により、島しょ性由来のサンゴ礁等の優れた自然環境に配慮した土地利用に努めます。

⑶ 自然資源を活かした観光・地域産業の振興

国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しています。

このため、国立公園等における上質なツーリズムにより誘客を促進し、地域活性化を図ることで、自然環境の保全に再投資される保護と利用の好循環を実現します。

とりわけ、自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品や地域の自然により育まれた伝統・文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図ります。

また、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備を図り、ブランドを活かした国内外の観光客の増加を図ります。

⑷ 地球温暖化対策の推進

地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など、環境負荷の小さな土地利用を図ります。

また、循環型林業を推進し、森林整備等による森林吸収源対策に努めるとともに、環境保全型農業の推進による農地土壌における吸収源対策に取り組みます。

さらに、温室効果ガスの排出削減を図るため、基幹バスシステム導入等の交通需要マネジメント（TDM）施策の推進のほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

⑸ 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等から

の騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業を推進します。また、生活排水や工場・事業場排水等の負荷削減対策や栄養塩類濃度の適切な維持管理など、総合的な水質改善対策の推進により健全な水環境の維持又は回復を図ります。

⑹　資源循環型社会の形成

循環型社会の実現に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進めるなど、持続可能な資源利用を図ります。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための体制を構築するとともに、民間の産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量が限られていることから、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の適正な運営及び同処分場を活用した廃棄物の適正処理の促進を図ります。加えて、一般廃棄物のリサイクル率は全国平均値を下回っている現状を踏まえ、市町村の容器包装リサイクルに関する分別収集促進計画の推進、紙類の資源化の促進等を行います。

さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、関係機関や住民等と連携し監視体制を強化するとともに、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

⑺　環境影響評価等の推進

良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること等により、適切な環境配慮を促進するとともに、環境影響評価及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない小規模な開発事業についても、適切な環境配慮がなされるよう、小規模事業を対象とした環境配慮の手引きを策定し、土地利用の適正化を図ります。

⑻　海岸の保全

海岸浸食対策等を通じて、環境や景観に配慮した海岸の保全を図ります。また、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における土砂採取事業の規制等、適正な海岸管理を行い、海岸の保全ひいては国土の保全を図ります。

⑼　美しい景観の保全・再生・創出

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、歴史的風土の保存を図るため、開発行為の規制のほか、各種施策を講じます。

上記の措置を講ずるにあたり、開発行為を伴う場合には、沖縄県県土保全条例及び沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置等により適切に対処する必要があります。

６　持続可能な県土の管理

⑴　拠点都市機能の充実

都市の集約化に向け、市町村の枠を超えた広域的な取組を進めるとともに、地域の状況に応じて、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等へ誘導等を実施します。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築します。

さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む、日常生活を営む身近なエリアにも必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進します。

⑵　優良農地の確保・農業振興

生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地を確保するとともに、県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進します。また、マスコミ等を積極的に活用した広報により、農地所有者が農地中間管理機構にアプローチしやすい環境づくりを促進します。

利用度の低い農地については、市町村が策定した地域計画に基づき、農地中間管理機構等の活用を推進し、多様な担い手による営農を促進することで、荒廃農地の解消・発生防止など農地の有効利用を図るために必要な措置を講じます。

さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、６次産業化、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する取組等の支援を推進します。

⑶　森林の保全・林業振興

森林の有する機能に応じたゾーニングを行い、特用林産物の安定生産や県産材を使用した木工芸の推進など豊かな森林資源を生かし、自然環境に配慮した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興に取り組みます。

また、県立試験研究機関において、森林の持つ多面的機能の発揮や地域活性化のための森林造成技術、木材加工技術やきのこ類の生産技術の確立、景観形成に資する花木や緑化技術等の研究開発を推進します。

⑷　健全な水環境の確保

健全な水循環の維持又は回復のため、環境・景観に配慮した多自然川づくりによる河川整備の実施、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に推進します。

また、長期的視点に立った各ダムの長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理を図ります。

７　県土の県民的経営の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理のほか、国や県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO など多様な主体が河川・池沼環境の保全活動、農地の保全管理活動、その他の自然環境保全活動に参加する直接的な取組や、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等の間接的な取組など様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」を推進します。

８　県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。特に、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、地籍調査の計画的な実施を促進します。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の公表及び啓発を図ります。

９　計画の効果的な推進

本計画の推進等に当たっては、各種の指標を用いた県土利用の現況等の分析や沖縄県土地利用対策委員会の活用による横断的な進捗管理を行うなど、計画推進上の課題を把握し、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画とあわせて本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

また、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土の県民的経営に資するため、地理空間情報等のデジタル技術を活用し、県土の調査結果の普及啓発を図ります。

加えて、市町村国土利用計画の改定を促進し、市町村単位での県土利用の配分とその利用方向の長期的な構想を策定することで、持続可能で安定的な県土利用が図られるよう努めます。

＝以上＝